

総社市告示第12号

総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の取決めに係る公正証書の作成等に要する費用を負担したひとり親に対し、予算の範囲内において総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、ひとり親家庭における養育費の確保及び児童の福祉の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第3項に規定する児童をいう。
- (2) ひとり親 児童を監護する母又は父であって、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のいないものをいう。
- (3) 公正証書等 強制執行認諾約款を付記した公正証書、確定判決を証する書類、調停調書その他の養育費に関する債務名義を有する文書をいう。
- (4) 公証人手数料 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定める手数料等のうち、養育費の取決めに係る法律行為に関するものであって、公正証書の原本、正本及び謄本の作成、謄本の送達並びに謄本の送達証明の作成を行うために要する費用(各1通分に限る。)をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、第5条第1項の規定による補助金の交付申請時において、次に掲げる要件の全てを満たすひとり親とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている又は同程度の所得水準にあること。
- (3) 公正証書等を有していること。
- (4) 養育費の取決めの対象となる児童を現に監護していること。
- (5) 過去に同一の児童を対象として、他の地方公共団体において公正証書の作成等に係る補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、交付対象者が負担した公正証書の作成等に要する費用であって、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- (1) 公正証書の作成 公証人手数料、戸籍謄本の交付に係る手数料及び印鑑登録証明書の交付に係る手数料
- (2) 家庭裁判所に係る調停(養育費請求調停及び夫婦関係調整調停に限る。)若しくは審判(養育費請求審判に限る。)の申立て又は人事訴訟(離婚請求(人事訴訟法(平成15年法律第109号)第2条第1号に規定する離婚の訴えをいう。)又は養育費請求(同法第32条第1項に規定する子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分をいう。))に限る。)の提起 申立て又は提起に要する郵便切手及び収入印紙の購入に係る経費、戸籍謄本の交付に係る手数料並びに家庭裁判所から交付対象者に対して送付する書類の郵送料

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、3万円を限度とする。この場合において、補助金は、同一の児童を対象として、1回に限り交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前条第1項第1号の規定による公正証書を作成した日又は同項第2号の規定による調停の成立した日、審判のあった日若しくは判決のあった日から起算して6箇月以内に、総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補

助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及び監護している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者である場合）
- (3) 申請者の前年（1月から5月の間に申請する場合は、前々年）の所得・課税証明書（児童扶養手当受給者でない場合）
- (4) 領収書等の写し
- (5) 公正証書等の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの
（交付決定等）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（請求）

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者は、総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支払わなければならない。
（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、第4条第1項第1号の規定による公正証書を作成した日又は同項第2号の規定による調停の成立した日、審判のあった日若しくは判決のあった日が令和8年4月1日以降の日の公正証書の作成等について適用する。

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金交付申請書

総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、補助金交付審査のため、住民基本台帳及び市税に関する納付状況資料を閲覧すること並びに官公署に対し必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることに同意するとともに、誓約事項について誓約します。

交 付 申 請 額	円（上限額：30,000円）
補 助 対 象 経 費	・ 公証人手数料（公正証書の場合） (円)
	・ 調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代 (円)
	・ 戸籍謄本等添付書類の取得費用 (円)
	・ 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代等 (円)
	・ () (円)
	合計 _____ 円
添 付 書 類	(1) 戸籍謄本又は戸籍抄本 (2) 世帯全員の住民票の写し (3) 児童扶養手当証書の写し【児童扶養手当受給者である場合】 (4) 所得・課税証明書【児童扶養手当受給者でない場合】 (5) 領収書等の写し (6) 公正証書等（公正証書，確定判決を証する書類，調停調書）の写し (7) ()

【誓約事項】

- 事実上、婚姻関係と同様の事情にありません。
- 過去に同一の児童を対象として、他の地方公共団体において公正証書の作成等に係る補助金等の交付を受けておらず、受ける予定もありません。

第 号
年 月 日

様

総社市長



総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金については、総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額

円

第 号
年 月 日

様

総社市長



総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金については、総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金交付要綱第6条の規定により、交付しないことに決定したので通知します。

<理由>

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
氏 名

印

総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった総社市ひとり親家庭養育費に関する公正証書作成等支援補助金について、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		支店等名	
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

注 口座名義人の欄は、通帳に記載されているとおり記入してください。